

80才の母が40年前に契約した

**冠婚葬祭の相互扶助制度**を



**手数料6万円**を差し引かれた。

**契約書を紛失**したため、妥当な金額かどうかわからないと相談が入っています。

冠婚葬祭の相互扶助制度の積立金を使うのは10年以上先という場合が多く、実際の**冠婚葬祭は積立金だけではまかなえない**のが一般的です。**利用せずに解約するときには手数料**がかかります。積立金は全額戻りません。疑問な点があれば**札幌市消費者センター(728-2121)**へご相談ください。